



福県医発第1557号(地)
平成18年11月24日



各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 横 倉 義 武



全国歯科医師国民健康保険組合の前期高齢者の給付割合について

標記の件につきまして、全国歯科医師国民健康保険組合より別紙のとおり通知がありましたので、会員各位への周知方よろしくお願いいたします。

なお、医療制度改革により平成18年10月から現役並み所得者の給付割合が3割に変更されておりますが、全国歯科医師国民健康保険組合の給付割合は平成19年7月末日(保険証の更新時期)までは2割負担となっております。

記

<前期高齢者の負担割合>

区 分	負 担 割 合
一 般	1 割
現 役 並 み 所 得 者	2 割 (平成19年7月末日まで)

小郡三井医師会より

担当理事 友清 明



全国歯発 第75号
平成18年11月 8日

福岡県医師会
会長 横倉 義武 様

全国歯科医師国民健康保険組合
理事長 金山 公彦



全国歯科医師国民健康保険組合の前期高齢者の給付割合について

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、医療制度改革により平成18年10月から現役並み所得者の給付割合が3割に変更されておりますが、全国歯科医師国民健康保険組合の給付割合は保険証にも記載されている下記のとおり平成19年7月末日（保険証の更新時期）までは変更ありませんので通知致します。

連絡が遅くなり申し訳ありませんが、何卒各医療機関へご連絡方お願い致します。

記

<前期高齢者の負担割合>

- | | |
|------------|-----------------|
| 1. 一般 | 1割 |
| 2. 現役並み所得者 | 2割（平成19年7月末日まで） |

